

平成28年(ワ)第1708号 不実告知等差止請求事件

(次回期日:平成29年6月13日午前11時30分)

原 告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
外10名
被 告 株式会社ベルカディア

平成29年6月1日

上記原告ら訴訟代理人弁護士	鈴	木	尉	久
同	富	本	和	路
同	浦	本	真	希
同	木	村	裕	介
同	大	橋		慧

神戸地方裁判所第5民事部合議A係 御 中

訴 え の 追 加 的 変 更 申 立 書

第1 訴えの追加的変更後の「請求の趣旨」

A 原告ひょうご消費者ネットの消費者契約法12条に基づく差止請求

1 被告は、被告との間で募集型企画旅行契約を締結した消費者に対し、別紙契約条項目録1、同目録2、同目録3又は同目録4記載の内容の条項を含む、同旅行契約の契約条件に関する特約の締結を勧誘するに際し、以下の各事項のいずれをも告げてはならない。

(1) 当該特約を締結しなければ募集型企画旅行契約に基づく旅行サービスの提供を受けることができないこと

(2) 当該特約の締結が消費者の任意に委ねられたものではなく、これを締結しなければならないこと

(3) 当該特約のうち別紙契約条項目録1、同目録2、同目録3又は同目録4記載の内容の条項が有効であって、当該特約の締結後において消費者がこれを遵守しなければならないこと

2 被告は、被告との間で募集型企画旅行契約を締結した消費者に対し、同旅行契約の契約条件に関する特約の締結を勧誘するに際し、以下の各事項のいずれをも告げてはならない。

(1) 当該特約を締結しなければ募集型企画旅行契約に基づく旅行サービスの提供を受けることができないこと

(2) 当該特約の締結が消費者の任意に委ねられたものではなく、これを締結しなければならないこと

(3) 当該特約が有効であって、当該特約の締結後において消費者がこれを遵守しなければならないこと

3 被告は、被告との間で募集型企画旅行契約を締結した消費者に対し、同旅行契約の契約条件に関する特約を締結するに際し、別紙契約条項目録1、同目録2又は同目録3記載の内容の条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない。

4 被告は、別紙契約条項目録1、同目録2又は同目録3記載の内容の条項が記載された書面及び電子データを破棄せよ。

5 訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

B 個人原告らの独占禁止法24条に基づく差止請求

1 被告は、原告らに対し、別紙契約条項目録1、同目録2、同目録3又は同目録4記載の内容の条項を含む、募集型企画旅行契約の契約条件に関する特約の締結を勧誘するに際し、以下の各事項のいずれをも告げてはならない。

(1) 当該特約を締結しなければ募集型企画旅行契約に基づく旅行サービスの提供を受けることができないこと

(2) 当該特約の締結が原告らの任意に委ねられたものではなく、これを締結しなければならないこと

(3) 当該特約のうち別紙契約条項目録1、同目録2、同目録3又は同目録4記載の内容の条項が有効であって、当該特約の締結後において原告らがこれを遵守しなければならないこと

2 被告は、原告らに対し、募集型企画旅行契約の契約条件に関する特約の締結を勧誘するに際し、以下の各事項のいずれをも告げてはならない。

(1) 当該特約を締結しなければ募集型企画旅行契約に基づく旅行サービスの提供を受けることができないこと

(2) 当該特約の締結が原告らの任意に委ねられたものではなく、これを締結しなければならないこと

(3) 当該特約が有効であって、当該特約の締結後において原告らがこれを遵守しなければならないこと

3 被告は、原告らに対し、募集型企画旅行契約の契約条件に関する特

約を締結するに際し、別紙契約条項目録 1、同目録 2 又は同目録 3 記載の内容の条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはない。

4 被告は、別紙契約条項目録 1、同目録 2 又は同目録 3 記載の内容の条項が記載された書面及び電子データを破棄せよ。

5 訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

第 2 訴えの追加的変更申立てにかかる請求原因

1 はじめに

本書による訴えの追加的変更の申立ては、原告ひょうご消費者ネット及び個人原告らのいずれについても、不実告知の差止請求に関して、①別紙契約条項目録 4 を利用した募集型企画旅行契約の契約条件に関する特約の締結を勧誘するに際しての不実告知の差止請求を追加するとともに（訴えの追加的変更後の各「請求の趣旨」の第 1 項）、②契約条項いかんにかかわらず、旅行者から同意書を徴求する形式で、募集型企画旅行契約の契約条件に関する特約の締結を勧誘するに際しての不実告知の差止請求を追加する（訴えの追加的変更後の各「請求の趣旨」の第 2 項）という内容のものである。

2 本件契約条項 4 について

被告は、従前、別紙契約条項目録 1 記載の内容の条項（以下、「本件契約条項 1」という。）、同目録 2 記載の内容の条項（以下、「本件契約条項 2」という。）、同目録 3 記載の内容の条項（以下、「本件契約条項 3」という。）を使用していたが、これらについては、現在は使用をやめており、現在は同目録 4 記載の内容の条項（以下、「本件契約条項 4」という。）を使用しているとのことである。

被告は、被告の開設するウェブページにおいて、本件契約条項4が記載された同意書について、「お申し込みの際は、以下の同意書の内容をご確認のうえご同意頂きます。お客様は、お支払手続をされることにより、お申し込みをされるとともに、この同意書に同意されたものとみなされます。この同意書は後日お送りする、参加チケットの表面に記載されています。署名欄にご署名のうえ、ご参加当日、担当スタッフにお渡してください。」との案内をしている。

3 訴えの追加的変更申立てにかかる請求原因について

事業者が、(1)消費者契約の締結について勧誘するに際し、不特定かつ多数の消費者に対し、(2)重要事項について、(3)事実と異なることを告げ、または、告げるおそれがあるときは、その行為は消費者契約法第12条第1項に基づく差止請求の対象となる。

本件において、被告は、(1)被告との間で標準旅行業約款に基づく募集型企画旅行契約を締結した消費者に対し、「イベント参加チケット」に記載する「同意書」に署名を求める方法で、当該旅行契約の契約条件に関する特約（標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部第1条第2項参照）である本件契約条項1、本件契約条項2、本件契約条項3又は本件契約条項4あるいはそれ以外の文言の内容の特約の締結を勧誘するに際し、(2)当該特約の締結に関する取引条件について、(3)以下のとおり、事実と異なることを告げ、または告げるおそれがある。

すなわち、①実際には、「同意書」への署名をするか否か、すなわち、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部第1条第2項所定の特約の締結をするか否かは、契約の自由の原則に基づき消費者の自由に委ねられているにもかかわらず、被告は、「左の同意書は必ずイベント当日までにご記入いただき、当日のスタッフにお渡してください。」、「ご参加前に必ずチケット両面の内容を確認し、同意書欄へご署名を

お願いいたします。」、「参加チケットの表面にある同意書をよくお読みいただき、ご署名の上、当日必ずご持参ください。」等の、あたかも消費者には「同意書」への署名を拒み上記特約の締結をしないでおく自由がないかのような不実の告知をしている。

また、②実際には、「同意書」への署名を拒み上記特約の締結をしなかったとしても、消費者は、被告との間で既に締結している募集型企画旅行契約に基づく旅行サービスの提供を受ける権利を失うわけではないにもかかわらず、被告は、「ご記入のない場合にはご参加いただけません。」、「ご署名がない場合、イベントには参加していただけませんのでご注意ください。」等と告知したり、あるいは、「契約の成立」との表題のもとに「参加チケットの表面にある同意書をよくお読みいただき、ご署名の上、当日必ずご持参ください。また未成年の方は保護者さまのご署名も必要です。」と告知したり、あるいは、「イベントのご参加」との表題のもとに、「参加チケットは必ずお持ちください。」と告知したりして、あたかも消費者は、「同意書」への署名を拒み上記特約の締結をしない場合には被告から旅行サービスの提供を受けることができないかのような不実の告知をしている。

さらに、③実際には、標準旅行業約款の定める契約条件と異なる特約は、法令に反せず、かつ、消費者の不利にならない範囲に限って、標準旅行業約款の定めに優先するものであるところ（標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部第1条第2項）、本件契約条項1、本件契約条項2、本件契約条項3又は本件契約条項4は、標準旅行業約款には存在しない免責条項であり、消費者の不利にならない範囲は見当たらず、あるいは、どのような特約の文言を設けようとも、被告が「参加チケットの表面にある同意書」への署名の方式で旅行者から徴求する標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部第1条第2項所定の特約

は、少なくとも、標準旅行業約款に抵触する限り無効であり、仮に同特約を締結したとしても、消費者はこれを遵守する必要はない（甲13）。にもかかわらず、被告は、あたかも消費者が、同特約を締結した場合にはこれに拘束されるかのような不実の告知をしている。

被告のこのような行為は、消費者契約法第4条第1項第1号所定の不実告知に該当する。

よって、被告の行為は、消費者契約法第12条第1項に基づく差止請求の対象となる。

被告は、消費者に対し、特約の締結を、締結拒否の自由の認められないものであるかのように告知し、しかも、もし締結を拒めば旅行に参加できないと告知して、その締結を事実上強要し、さらに本件契約条項1ないし4を含む特約は仮に締結されたとしても法的には効力を有しないにもかかわらず、その遵守を求め、事実上、消費者に被告に対する法的権利の主張を断念させようとしているものであり、被告は、今後も、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部第1条第2項所定の特約が記載された「イベント参加チケット」を消費者に送付し、そこに記載された条項についての「同意書」に消費者が必ず自署して旅行開始にあたり持参するよう求め、かつ、署名にかかる「イベント参加チケット」の記載事項の遵守を求め、また、もし上記「同意書」に自署して持参しない場合には、旅行に参加することができない旨、告知するおそれがあり、これは消費者契約法第4条第1項第1号所定の不実告知がなされるおそれに該当する。

現に、被告は、原告ひょうご消費者ネットが上記申入れ等によって、被告による「同意書」の取得が消費者契約法の規律に反する旨の指摘をした後も、「同意書」の文言の変更を検討はするものの、その取得行為自体は止める意向がないことを回答している（甲6の1ないし

4)。

よって、本件契約条項1、本件契約条項2、本件契約条項3又は本件契約条項4のいずれが用いられる場合であっても、あるいは、被告がさらに「参加チケットの表面にある同意書」の条項文言を変化させようとも、上記のとおり不実告知がなされるおそれがあるので、これについては、消費者契約法12条1項による差止（予防）請求の対象となる。

以 上

契 約 条 項 目 録

- 1 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社の故意または過失による場合を除き、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。

但し、募集型企画旅行契約の場合には、私は、標準旅行業約款に基づき貴社の定める国内（または海外）募集型企画旅行条件書に規定される特別補償に関する請求権を放棄するものではありません。

- 2 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社の故意または過失による場合を除き、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。

但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。

- 3 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して損害が生じた場合は、貴社の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合を除き、貴社に対する商法及び民法上の債務不履行責任及び不法行為責任の追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。

但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。

- 4 私は、M. O. C. のイベントは自然の中での活動であり、予測不能な

危険を伴うこと、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して損害が生じた場合は、貴社の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合を除き、貴社は商法及び民法上の債務不履行責任及び不法行為責任を負わないこと、またその意味で自己責任となることを十分理解かつ認識し、ここに同意します。

但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。

以 上